

令和7年度 下田市災害用自走式小型トイレカー購入 仕様書

第1 総 則

1. 目的

トイレカーは、災害時に上下水道をはじめとしたライフラインが途絶した場合に、指定避難所等で主に使用する。

2. 納入期限

令和8年3月23日（月）

3. 納入台数 1 台

4. 納入場所

発注者が指定する場所

5. 適合法令

製作は本仕様書に基づくほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、8ナンバー糞尿車登録時の検査に適合、承認が得られるものであること。

第2 書類及び図面

1. 以下の図面を契約後14日以内に2部提出し、市の承認を受けること。

- ・承認図
- ・制作工程図
- ・車体艤装図（装備品・車体と取付品を含む）

第3 仕様

1. 主要諸元

- (1) 車両の形状：トラック 軽自動車（糞尿トラック）
- (2) 駆動方式 ：4WD
- (3) エンジン ：ガソリンエンジン
- (4) 総排気量 ：660cc 以下
- (5) 安全装置 ：SRS エアバック

- (6) 全 長 : 3,700mm ±200mm 程度
- (7) 全 幅 : 1,760mm ±200mm 程度
- (8) 全 高 : 2,750mm ±200mm 程度
- (9) 変速装置 : AT 限定免許で運転可能であること
- (10) 最大積載量 : 260 k g 以上

なお、当該寸法の範囲と異なる場合には、事前に発注者の承諾を受けること。

2. 装備・付属品（標準もしくはオプションで装備、装着していること）

- (1) エアコン
- (2) 運転席・助手席エアバック
- (3) フロアマット一式
- (4) パワーウインドウ
- (5) パワーステアリング
- (6) ドライブレコーダー付デジタルインナーミラー
- (7) バイザー
- (8) ETC2.0（セットアップ含む）
- (9) カーナビゲーション（TV 視聴機能のないもの）
- (10) 後輪については安定性能等を考慮し、事前に発注者と協議すること
- (11) スペアタイヤもしくは応急パンク修理キット
- (12) その他道路運送車両の保安基準により義務付けられている装備

3. 道路運送車両法、同法施行規則に基づく種別及び用途

- (1) 種別：普通
- (2) 用途：特殊

4. 寒冷地対応：使用する水（配管等）に寒冷地対策を施工

5. 手すり：外部折り畳み式

6. 階段：格納式ステップ

7. 100V 外部コンセント：外部からの電力供給が可能

8. ソーラー発電システム

- (1) ソーラーパネル 100W以上（天井設置）
- (2) サブバッテリー100A h

9. トイレ室等

- (1) トイレ室数 1室（大便器 1）（オストメイト装備）
- (2) 室内寸法：幅 1,540mm×奥行 1,920mm×高さ 1,680mm 以上
- (3) 大便器温水洗浄便座（暖房便座）
- (4) 換気扇
- (5) 手洗い場一式
- (6) 室内装備：手洗いシンク・化粧鏡・ペーパーディスペンサー・サニタリーボックス・消臭装置・便座クリーナー・コートフック・100V用コンセント・扉付収納スペース・室内灯（LED灯）・リアバックセンサー・ウインドエアコン（冷暖房）
- (7) メンテナンスハッチ：配管用・汚水用
※汚物排水方法：アバキュームカーによる回収 イ 格納式延長ホース直接回収
- (8) タンク容量：給水タンク 70ℓ 以上、汚物タンク 250ℓ 以上
※トイレ給水方法：水道水ホースによる直接給水
※タンク容量が満タン時に、積載重量を法的に超えないものとする

第4 保証等

1. 保証期間は納車・検査完了日から起算して1年間とする。但し、契約との不適合が判明した場合には、保証期間終了後でも無償で受注者が全て修理等を行うものとする。
2. 保証期間中に車両及び資機材に故障等が発生し、本市から連絡を受けたときは、直ちに技術者等を派遣し、本市が指定する期間内に運用可能な状態とすること。
3. 保証期間終了後の故障及び破損についても、有償にて誠実に対応すること。

第5 登録手続き等

1. 法令等適合するよう受注者が責任をもって解決することとし、登録費用及び納入に要する費用は受注者が一時立替えをし、発注者に請求するものとする。

第6 納車

1. 車両納車時に本市の指定する場所で行うこととし、手順は市担当者の指示に従い立会いのもとで検査すること。
2. 車両納車時、次の書類等を提出すること。
 - (1) 納品書（納入内訳書含む）
 - (2) 自動車検査証（写しを含む）
 - (3) 自動車損害賠償責任保険証明書（写しを含む）
 - (4) 車両、装備品及び積載品等の保証書
 - (5) 車両取扱説明書 ※納車（検査）時に取扱い説明を実施すること。
 - (6) その他本市が指示するもの
 - (7) 納車時に各設備の予備の鍵を2本ずつ納入すること。

第7 その他

1. 新車登録に伴う受注者への手数料は契約金額の内訳に含む。
2. 契約金額等の支払いは、納車の履行及び検査後、一括で支払う
3. 消費税の対象とならない諸経費（自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル費用等を含む。）は、落札業者・購入車両決定後に別途随意契約とする。
4. 仕様や規格の変更、疑義が生じた事項については、その都度協議すものとする。